



# News Letter

# VOL.12

発行/2021年7月27日 発行者/ヒヤマ・クボタ法律事務所 〒530-0052 大阪市北区南扇町1-3 ミルフェスト北堀川2階 電話: 06-6766-4360

## ごあいさつ

様々な意見が交錯する中で始まったオリンピックですが、実際に切磋琢磨してきた選手たちの勇姿を見ると、やっぱり熱く応援してしまいますね。参加できない選手は可哀相ですが、参加している選手もいろんな抵抗力に抗いながらの戦いになっているはずで、それでも顔や態度に出さずに黙々とやるべきことをやっている姿には心打たれます。

選手たちからいただいた勇気で、私たちがこの熱い夏を乗り切っていきたいと思います。



## 改正著作権法

今回は、今年1月から施行されている改正著作権法について簡単にご紹介します。

### <ダウンロードに注意>

これまでは、音楽と映像を違法にダウンロードすることが違法とされていました。音楽や映像以外の雑誌、書籍などのダウンロードについては、著作権法上特に規制されていませんでした。

今回の法改正では、音楽や映像だけでなく「著作物全般」について、違法ダウンロードが著作権法で規制されることになりました。

つまり、①民事的な措置と②刑事罰で取り締まられることになったのです。

### ① 民事措置

違法にアップロードされたものを知りながら侵害コンテンツをダウンロードすることは、私的使用目的であっても違法(著作権侵害)とされました。つまり、著作権者は、ダウンロードした人に対して損害賠償請求や差止請求ができます。

### ② 刑事罰

著作権を侵害しているコンテンツのダウンロードは、正規版が有償で提供されているものにつきダウンロードを継続的に反復して行くと、2年以下の懲役または200万円以下の罰金(併科もあり)という刑事罰の対象となります(ただし、著作権者の告訴がなければ刑罰を科せられることはありません)。

### ③ 民事措置・刑事罰の例外

軽微なもの、二次創作・パロディ、著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合は、例外として、民事措置及び刑事罰の対象とはなりません。

### <証拠収集手続きの強化>

裁判所は、著作権侵害訴訟において、書類の提出命令(著作権法114条の3)の要否を判断するために必要があると認めるときは、書類の所持者に当該書類の提示をさせることができるようになりました。インカメラ手続と呼ばれる手続きです。また、当事者の同意を得て、専門委員(大学教授などの技術の専門家)に対し、当該書類を開示することができるようになりました。

著作権の侵害訴訟では、当事者の申立てにより、侵害行為の立証や侵害損害額の計算に必要な書類の提出を命じることができます。

ただし、書類を所持する当事者に提

出を拒む「正当な理由」がある場合は、提出を命じることができません。改正前は、裁判所は、この「正当な理由」の有無を判断するためにのみ、書類の所持者に当該書類の提示をさせることができましたが、侵害行為の立証や侵害行為による損害額の計算のために必要か否かを判断するために提示をさせることはできませんでした。

そこで、今回の改正で、「侵害行為について立証するため、または侵害行為による損害額を計算するために必要」か否かを判断するために必要な場合にも、書類の所持者に当該書類の提示をさせることができるようになったのです。

### <アクセスコントロール>

著作物等の不正使用を防止するための保護技術(アクセスコントロール技術)のうち、シリアルコードを活用したライセンス認証について、①ライセンス認証などの最新技術が保護対象に含まれることを明確化するとともに、②ライセンス認証を回避する機能を有する不正なシリアルコードの提供などを著作権などを侵害する行為とみなし、民事上・刑事上の責任を問えるようになりました。



## 毎日note更新中

会社の経営には欠かせない労働問題について、弁護士檜山洋子が毎日「note」にて情報を更新中です。

是非、ご覧ください!

⇒<https://note.com/yokohiyama71>